

生徒心得

この心得は、本校生徒として常によく理解し、実践することによって、明朗かつ有意義な高校生活を営むための規範の概要を示したものである。

ゆえに、生徒はよく本心得の精神を守り、各自の良識と責任とに基づいて努力し、人格の完成を目指すこと。

くれぐれも本心得の精神に違反して不名誉な処分を受けることのないよう、これから示すそれぞれの心得を守って校風の高揚に努めることを望むものとする。

1. 一般事項
2. 学校生活に関する心得
3. 礼儀に関する心得
4. 規律に関する心得
5. 服装に関する心得
6. 考査に関する心得
7. 各種届出について

1. 一般事項

※ 生徒証明書と生徒手帳は常時携帯すること。

- (1) 中野工業高等学校の生徒としての自覚を持ち、学校生活を有意義に過ごす。
- (2) 学業にかかわりのない物品の持ち込みは禁止する。
- (3) 質素を旨とし、学用品・その他の日用品に至るまで華美にならないようにすること。
- (4) 所持品には必ず氏名を記入すること。
もし校内にて紛失または拾得した場合は必ず教員に届け出ること。
- (5) 理由なくして必要以上の金品を所持してはならない。
- (6) 生徒および保護者の住所氏名等に変更が生じた時には、ただちにその旨を担任及び経営企画室へ
- (7) 不健全な娯楽の場所や好ましくない場所には立ち寄らないこと。
- (8) 法律に抵触するような行為は絶対にしないこと。
- (9) いかなる場合にも暴力をふるわないこと。
- (10) 自主的精神を養い、自分の行動に責任をもつとともに、他人に対しても尊重し合うこと。

、届け出ること。

2. 学校生活に関わる心得

(1) 登下校の心得

- ① 始業(8時30分)までに余裕をもって登校すること。
- ② 規定の時刻(16時50分)までに下校すること。
ただし、学校の許可を得た者はこの限りではない。
- ③ 原則として休祝日は登校を禁止する。
ただし、やむを得ず登校する場合は、所定の手続きをとること。
- ④ 通学に自転車を利用する場合は、必ず自転車保険に加入し学校へ届を提出、許可を得ること。
臨時的でも届出のない場合の利用は認めない。

(2) 出欠席の心得

- ① 病気その他の事故で欠席、欠課または遅刻、早退する時はすみやかに保護者から届け出ること。
ただし、長期の病気欠席の場合に医師の診断書を添えること。
- ② 登校後の外出は禁止する。
やむを得ず外出する時は担任の許可を得て「外出許可」を受けること。
- ③ 病気などで欠席が長期にわたる時は、学校長の許可を得て休学手続きをすることができる。
- ④ 休学、退学、転学をする時はあらかじめ担任に申し出ること。
- ⑥ 忌引き日数は下記の通りとし、前項に従い届出をすること。

父・母の場合 … 7日間
祖父母の場合 … 3日間
兄弟姉妹の場合 … 2日間
伯叔父母およびその他親族の場合 … 1日間

(3) 授業の心得

- ① 休み時間中に次の授業準備を必ず済ませておくこと。
- ② チャイムと同時に着席を心掛けること。
- ③ 開始・終了時には、感謝の気持ちを持って正しく挨拶をすること。
- ④ 私語は慎み、授業に集中する。
- ⑤ 平素より規則正しい生活をし、授業中に居眠りなどしないこと。
- ⑥ スマホ・携帯電話・ゲーム機などを使用したり、机の上に置いたりしないこと。
- ⑦ 教科に関係のない物品は、没収の上指導の対象とする。

(4) 本校の時程

3年生

	通常時程	行事・短縮時程	考查時程
	始業8:30		
	SHR8:30~8:45		
第1時限	8:45~9:35	8:45~9:25	8:50~8:40
第2時限	9:45~10:35	9:35~10:15	9:55~10:45
第3時限	10:45~11:35	10:25~11:05	11:00~11:50
第4時限	11:45~12:35	11:15~11:55	SHR

昼休み	12:35~13:15	11:55~12:35
予鈴	13:10	12:30
第5時限	13:15~14:05	12:35~13:15
第6時限	14:15~15:05	13:25~14:05
第7時限		14:15~14:55

1・2年生

	通常時程	通常(30分有)時程	行事・短縮時程	行事・短縮(25分有)時程
始業・朝学習8:30~8:40				
SHR8:40~8:45				
第1時限	8:45~9:35	A 8:45~9:15	8:45~9:25	A 8:45~9:10
第2時限	9:45~10:35	B 9:25~9:55	9:35~10:15	B 9:20~9:45
第3時限	10:45~11:35	C 10:05~10:35	10:25~11:05	C 9:50~10:15
第4時限	11:45~12:35	10:45~11:35	11:15~11:55	10:25~11:05
第5時限	12:35~13:15	11:45~12:35	11:55~12:35	11:15~11:55
昼休み	12:35~13:15	12:35~13:15	12:30	11:55~12:35
予鈴	13:10	13:10	12:30	12:30
第6時限	13:15~14:05	13:15~14:05	13:25~14:05	12:35~13:15
第7時限	14:15~15:05	14:15~15:05	14:15~14:55	13:25~14:05
				14:15~14:55

(5) 学校備品に関して

- ① 学校備品、建物、樹木などを損壊した時は、直ちにその旨を届け、状況に応じて弁償すること。
- ② 教室および備品を使用する時は、関係教職員の許可を受け、みだりに物品を移動しないこと。

(6) 体育施設の使用規定

「体育館・トレーニングルーム・プール・テニスコート」

上記の体育施設を利用する場合は、体育科に許可を得ること(鍵は生徒部で保管)。ただし、原則として個人の利用は認めない。

(7) 部活動用倉庫の使用規定

- ① 使用目的
部活動の備品などを格納するためのみに使用を許可する。
(部活動以外の物品を格納し、利用した場合は、部の使用を禁止する。)
- ② 使用時間
部活動時間内を原則とする。
- ③ 鍵の管理
倉庫の鍵は顧問が管理し、スペアの鍵については生徒部で管理する。
- ④ 清掃
使用している部で責任をもつて行う。
- ⑤ その他
○倉庫内で不祥事が生じた場合は、その使用を禁止する。
○倉庫内で盗難や鍵の紛失が生じた場合は、顧問を通して生徒部に届け出ること。
○倉庫の扉に貼紙やポスターを貼らないこと。

3. 礼儀に関する心得

(1) 社会人として「挨拶」を大切にすること

普段から正しい言葉づかい(尊敬語・丁寧語・謙譲語)や所作を心掛け、身に付ける努力をすること

- ・「おはよう」・・・〈オハヤクの音便〉 朝の挨拶の言葉 → 起床 ～ 10時に使用
- ・「こんにちは」・・・〈今日は・・・の下文略〉
昼間の訪問または対面した時の挨拶言葉 → 10時 ～ 18時に使用
- ・「こんばんは」・・・〈今晚は・・・の下文略〉
夜間の訪問または対面した時の挨拶言葉 → 18時 ～ 就寝時まで使用

(2) 社会人として「時間」を大切にすること

時間を管理することは自分のみならず対人関係や信頼を得ることができるので努力すること

○常にゆとりをもって行動するべく、少なくとも5分前行動を心掛けること

○「時間を伝える言葉」・・・〈ビジネスマンのマナー〉

- ・「少々 お待ちください」 → 〈30秒以内の対応〉
- ・「しばらく お待ちください」 → 〈1分以内の対応〉
- ・「少しお時間をいただけないでしょうか」 → 〈3分以内の対応〉
- ・「すぐに(ただちに) 確認いたします」 → 〈5分以内の対応〉
- ・「折り返し お電話します」 → 〈5分以内の対応〉
- ・「後ほど お電話します」 → 〈30分以内の対応〉
- ・「後日 ご連絡します」 → 〈2日以内の対応〉

(3) 区切りを意識してメリハリのある生活をする

上記の(1)(2)を常に生活の中に取り入れ、学校生活の様々な場面で実践することが重要である。

- ・ 登下校時
- ・ 授業時間
- ・ 放課後の活動 など

4. 規律に関する心得

(1) 基本事項

- ① 校内、校外を問わず集会や雑誌・新聞などの発行または調査などをしようとする場合は、必ず生徒部の許可を受けなければならない。
 - ② 校内、校外を問わず掲示を行う場合は、事前に生徒会活動関係は生徒会執行部、それ以外は生徒部に届け出て、許可を受けなければならない。
掲示は原則として所定の掲示板および教室内の所定の場所以外を用いることはできない。
 - ③ 宿泊を伴う旅行をする場合は、必ず保護者の了承を得ること。
 - ④ 学業に不要なものの持ち込みは禁止。
(不必要な物品、貴重品は持ち込まない。万が一持参した場合は、担任に預けるか自分の責任で管理すること。)
 - ⑤ 不健全な場所・風紀上問題が発生しやすい場所(娯楽施設など)への立ち入りは禁止する。
 - ⑥ 生徒間でみだりに金銭・物品等の貸し借りや売買行為をしないこと。
 - ⑦ 理由を問わず、暴力・暴言は許されない。
 - ⑧ 飲酒・喫煙・窃盗・その他法律にふれるような行為をしてはならない。また、それらの同席も指導対象とする。
 - ⑨ バイク・自動車による通学は禁止。また、通学以外でも制服での乗車は指導対象とする。
 - ⑩ インターネット・携帯サイト上での誹謗中傷は禁止。ネット上のマナーを厳守すること。
- ※上記 ⑤～⑩ の項目及び一般法律上の違反に関しては、同席(その場に居た)の場合も共に特別指導の対象とする。

(2) 法令・法規に違反する行為

- ① 暴力・脅迫・恐喝・金品強要
- ② 飲酒・喫煙
- ③ 窃盗・万引き・占有離脱物横領
- ④ 建造物・器物破損
- ⑤ 建造物不法侵入
- ⑥ 性的非行
- ⑦ 危険物・凶器所持
- ⑧ その他の法令・法規に違反する行為

(3) 学校生活での認められない行為

- ① いじめ(インターネット上も含む)・誹謗中傷・その他の人権侵害行為
- ② 定期考査・レポート等における不正行為
- ③ 授業妨害・指導無視・対教師暴言および威嚇行為
- ④ 喫煙等同席・喫煙具所持
- ⑤ 飲酒・喫煙に類する行為(ノンアルコールビール、電子タバコ、禁煙具など)
- ⑥ オートバイ、自動車での登下校(同乗も含む)

(4) 身だしなみ(頭髪など)について

- ① 頭髪禁止事項
ア:脱色・染髪等の髪色を変える行為
イ:パーマ等の髪形状を変える行為
ウ:2ブロック等の極端に髪長さに変化や段差のある髪型にする行為
エ:その他、進路活動に悪影響を及ぼす恐れがある特異な髪型にする行為
オ:かつら・エクステンション等の装飾目的の行為
- ② 地毛届について
ア:地毛届は原則として入学前の新入生招集日に保護者確認のもと提出する。
イ:地毛届提出後、脱色・染髪等の違反行為があった場合は地毛登録を抹消する。

(5) 遅刻・欠席について

- ① 遅刻や欠席をする場合は事前に保護者から担任へ連絡をする。
- ② 事故や災害等を除き、8時30分以降に登校した生徒を遅刻として扱う。
- ③ 出席簿で月ごとに担任が集計し、月に5回以上遅刻をした生徒を指導の対象とする。

5. 服装に関する心得

制服は本校指定の物を正しく着用する。制服を改造した場合は、正規品を再度購入してもらいます。

(1) 1・2学年制服について

	期間	男子用制服	女子用制服
冬季(正装)	4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー/スラックス ・学校指定ワイシャツ ・学校指定ネクタイ ・学校指定セーター/ベスト(購入者) ・校章バッチ ・ベルト(黒・茶で装飾の無い物) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー/スカート ・学校指定ワイシャツ ・学校指定リボン ・学校指定セーター/ベスト(購入者) ・校章バッチ
	10月～3月		
夏季(略装)	6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・スラックス ・学校指定のワイシャツもしくは学校指定のポロシャツ ・学校指定セーター/ベスト(購入者) ・ベルト(黒・茶で装飾の無い物) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スカート ・学校指定のワイシャツもしくは学校指定のポロシャツ ・学校指定セーター/ベスト(購入者) ・指定リボン
衣替え期間	5月中 10月中	この期間中は、次の制服準備期間として設定している。 そのため夏季・冬季どちらも着用可とする。	

(2) 3学年制服について

	期間	男子用制服	女子用制服
冬季(正装)	4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> ・詰襟学生服(上下) ・白のワイシャツ ・指定セーター(購入者) ・校章バッチ(襟用ねじ式) ・ベルト(黒・茶で装飾の無い物) ・防寒補助着(別表) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブレザー・スカート(紺) ・白のワイシャツまたはブラウス ・指定セーター(購入者) ・指定リボン ・校章バッチ(胸用安全ピン式) ・防寒補助着(別表)
	10月～3月		
夏季(略装)	6月～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・白のワイシャツ (下着シャツは白に限定する) ・指定セーター(購入者) ・指定学生ズボン(黒) ・校章バッチ(胸用安全ピン式) ・ベルト(黒・茶で装飾の無い物) 	<ul style="list-style-type: none"> ・白のワイシャツまたはブラウス ・指定セーター(購入者) ・スカート(グレー) ・指定リボン ・校章バッチ(胸用安全ピン式)
衣替え期間	5月中 10月中	この期間中は、次の制服準備期間として設定している。 そのため夏季・冬季どちらも着用可とする。	

※ 式典(入学式・始業式・終業式・卒業式など)学校行事にて制服を着用する場合は、正装で参加する
ただし、夏季行事に関しては事前に指示する。

※ 正装とは、本校指定の学生服(男女)を示し、略装とは、夏季用の着用を示している。

※ 女子のスカート丈は膝を被う丈とする。不適正なスカート丈での着用は認めない。

※ 女子は、ストッキングやタイツの着用を認める。色は黒・紺・こげ茶色の無地のものとする。

※ 女子は、スカートの下に、ズボンや体育ジャージ・ウィンドブレーカーなどを着用することは認めない。

※ やむを得ない事情によって異なった制服を着用する場合は、事前に保護者より異装申請を学校へ提出してもらい、協議の上許可をする。

(3) 防寒補助着について

本校では、防寒を目的としたセーターやベストを総称してこのように表現している。
あくまでも防寒目的に使用を認めている補助着の為、学生服着用なしで着ることは禁止する。

着用可能防寒補助着

着用可能期間	型	指定色 ※原色系は禁止
通年	セーター ベスト	学校指定のもの
冬季 制服期間のみ	タイツ ストッキング	華美にならないもの・刺繍や柄は禁止
	コート類	華美にならないもの・柄物は禁止

(4) 通年の服飾品について

- ① 男子のベルトは黒または茶色とし、デザインがある物の使用は禁止。
- ② 靴は男女とも革靴または運動靴とする。また、踵をつぶして履いてはならない。
- ③ 華美なアクセサリー(カラーコンタクトを含む)・化粧(マニキュアを含む)は禁止とする。
- ④ 上履き・体育着・実験実習服などは本校指定の物を使用すること。
- ⑤ 紛失や破損、怪我などで正規の制服着用が困難な場合は、保護者より生徒手帳にて用を申し出ること。

以上、上記項目に違反等が生じた場合は、改善指導をする。